

2008年11月 No. 47

いっちゃん塾







いっちゃん塾とは、大阪の横井悌一郎氏(公認会計士)が主催する経営塾であり、LMP経営塾とも呼ばれている。私は25年前に徳島塾に入塾した。

塾のテーマは、目標管理であり、人生の目標を達成するために年・月・週・日ごとの行動を管理 してゆくことを繰り返し繰り返し指導された。前月の成果と今月の達成目標を発表し、塾生がお互 いにアドバイスし合い、塾長のアドバイスを受け、最後は宴会芸で盛り上がるというのが毎月の例 会であった。

勤勉な塾生とは言えなかった私ですが、この塾で「ハイ 喜んで」、「ピンチはチャンス」等多くのことを学んだ。そして、多くの信頼できる仲間を得た。 (竹内)



事業用資産の買換え特例の期限切れ迫る

早いもので、今年ももう2ヶ月足らずとなりました。

本年末で期限が切れる税務上の優遇措置として、特定の事業用資産の買換え特例があります。 (租税特別措置法37条1項16号)

平成19年度税制改正で**平成20年12月31日**まで延長されたこの制度、個人が一定の条件の下、事業用の土地・建物等を譲渡し、別の事業用土地・建物等に買換えた場合には、譲渡資産の譲渡益のうち買換え資産に対応する部分の80%に相当する部分については、課税の繰り延べが行われ、譲渡所得が課税されません。

この買換え特例は、譲渡資産と買換資産の組み合わせがかなり自由なため、有効活用できない土地(駐車場)などを売却し、高収益物件(マンション)などに買い替える場合など、相続税対策にも活用できます。

なお、法人所有の資産についても類似の特例があり、企業の資産内容の改善にもつながります。 年末の税制改正の動向にもよりますが、予定通りであれば、本年12月末が期限です。

ご興味のある方は、ぜひ当事務所までご相談ください。

(大寺)





最低賃金が変わります!



平成20年11月7日(金)から徳島県の最低賃金が

時間額 632円 に改定されます。

※特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、 使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。

保険証送付に関するお知らせです

平成20年10月1日より、社会保険業務の内の健康保険業務が民営化されました。 それに伴いまして、健康保険被保険者証の送付方法が変わります。

今まで

社会保険事務所



さくら事務所



事業所

郵送

平成20年10月1日 から

全国健康保険協会



事業所 (保険証)



郵送

さくら事務所 (決定通知書)

※決定通知書に関しましては今まで通りさくら事務所から郵送させて頂きます。

(石田)

さくら税理士法人 さくら社会保険労務士法人 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページブト レス: http://www.skr39.co.jp/ Eメールブト レス: kimutake@js4.so-net.ne.jp

> TEL: 088-625-2556 FAX: 088-654-1181



当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。 万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。 また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。